資料2

（案）

「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」

ー多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けてー

東京都児童福祉審議会提言

平成３０年○月○日

東京都福祉保健局

目　次

はじめに　……………………………………………………　１

第１章　東京都における現状　…………………………………　２
　１　子育て家庭を取り巻く状況　……………………………　２
　　(1)　妊娠・出産に関する状況　……………………………　２
　　(2)　子育て家庭の状況　……………………………………　４
　　(3)　障害児支援の状況　……………………………………　６
　　(4)　児童虐待の状況　………………………………………　８

　２　子育て家庭への支援の取組の状況　……………………　９
　　(1)　母子保健　………………………………………………　９
　　(2)　子育て支援　……………………………………………１０
　　(3)　障害児支援　……………………………………………１０

第２章　子育て家庭に対する支援の課題　………………………１２
　１　子育てニーズの把握と切れ目ない支援のための体制強化　……１２

　２　支援を要する子育て家庭を地域で支えるサービスの充実　……１３
　　(1)　支援を要する子育て家庭へのサービスの充実　……………１３
　　(2)　地域における障害児支援の充実　…………………………１４

　３　妊娠期から子育て期にわたる支援における各分野の連携強化　…１４

第３章　多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けて（提言）
　………………１６
　１　母子保健分野　……………………………………………１６
　　【提言①】子育てニーズや課題の適切な把握　………………１６
　　【提言②】切れ目のない支援策の充実　………………………１７
　　【提言③】切れ目のない支援体制の強化　……………………１７

　２　子育て支援分野　…………………………………………１８
　　【提言④】支援が必要な家庭への支援の強化　………………１８
　　【提言⑤】地域の力を活用した子育て支援サービスの強化　……１９

３　障害児支援分野　‥‥ １９
【提言⑥】共生社会を目指した地域支援の体制の構築　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ １９
【提言⑦】一般子育て施策への専門的バックアップ　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２０
【提言⑧】障害児通所支援等の充実　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２１
【提言⑨】障害児・家族を中心とした相談支援の充実　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２１

４　妊娠期から子育て期にわたる支援における、各分野の連携強化　‥ ２２
【提言⑩】支援が必要な子供を支援につなげる体制整備　‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２２
【提言⑪】全ての子供が子育て施策を利用できる環境整備　‥‥‥‥‥‥ ２２
【提言⑫】子供の成長や転居前後の支援機関の連携強化　‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２３

おわりに　‥‥ ２４

参考資料　‥‥ ２５

はじめに

○　我が国、そして東京では少子化の進行には歯止めがかからず、子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てできる環境を整備することが必要である。

○　特に、核家族化の進行や地域社会の人間関係の希薄化等により、家族や地域から十分な支援が得難い状況があり、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりが重要となっている。

○　平成30年３月に中間見直しを行った「東京都子供･子育て支援総合計画」では、地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくりを目標とし、ライフステージに応じて施策を展開していくこととしている。

○　また、同月には、改正児童福祉法に基づく障害児福祉計画として、「東京都障害者・障害児施策推進計画」を策定し、障害児支援を推進していくこととしている。

○　本審議会は、こうした背景も踏まえ、平成29年９月に専門部会を立ち上げ、子育て家庭の多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向け、母子保健・子育て支援・障害児支援の各分野の取組強化とともに、各分野間の連携強化について検討を行った。

○　虐待による子供の死亡事例は後を絶たず、この検討を進めている中、平成30年３月にも、両親からの虐待により幼い命が奪われるという大変痛ましい事件が都内で発生し、児童虐待防止対策強化の必要性が改めて認識された。

○　本専門部会は、こうした状況も踏まえ、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に資する取組を強化することにも留意し、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりの方策について提言を行う。

第１章　東京都における現状

１　子育て家庭を取り巻く状況

(1)　妊娠や出産に関する状況

○　我が国の出生数は平成 28 年には統計開始以来初めて 100 万人を割る 97 万 6,978 人となった。東京都の出生数は、平成 17 年の 9 万 6,542 人を底に微増傾向が見られ、平成 28 年は 11 万 1,962 人であった。

○　都の合計特殊出生率も近年微増傾向で平成 28 年は 1.24 となったが、全国で最も低い水準であり、全国の中でも少子化が顕著である。

【出生数、合計特殊出生率　「人口動態統計」（厚生労働省）】

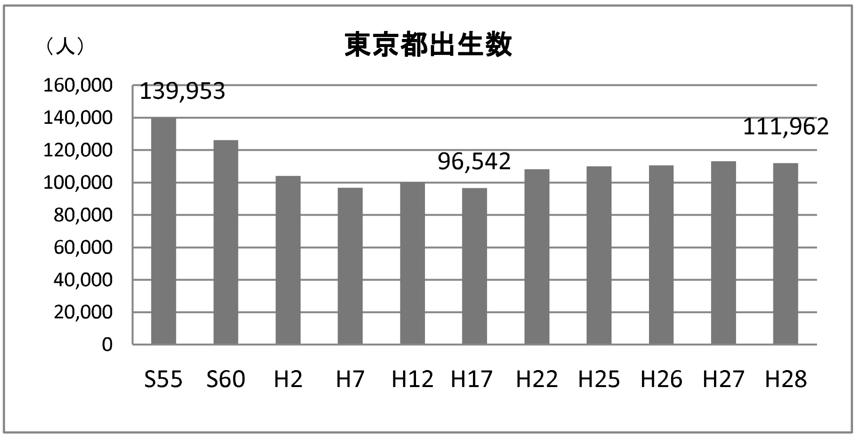

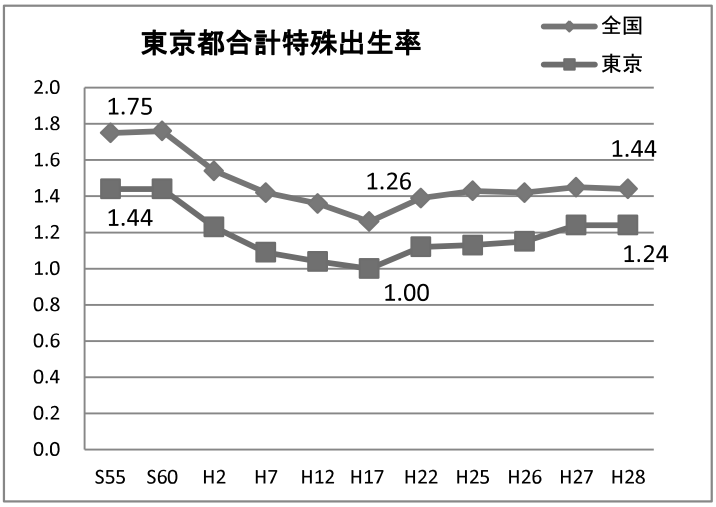

○　妊産婦死亡率や新生児死亡率、乳児死亡率等の母子保健水準を示す指標は良好な水準を維持しているが、体重 2,500 グラム未満で生まれる低出生体重児の割合が平成に入り上昇するなど変化も見られる。

【妊産婦死亡率、乳児死亡率、低出生体重児　「人口動態統計」（厚生労働省）】

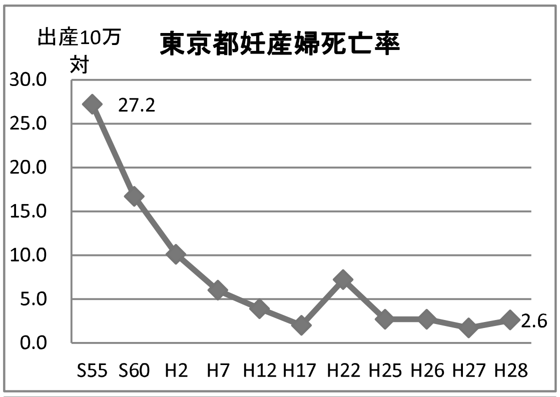

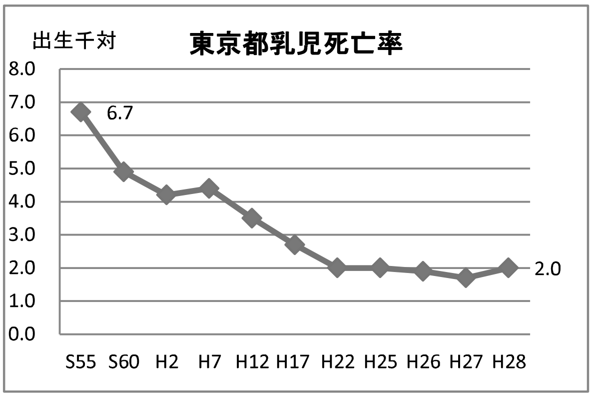

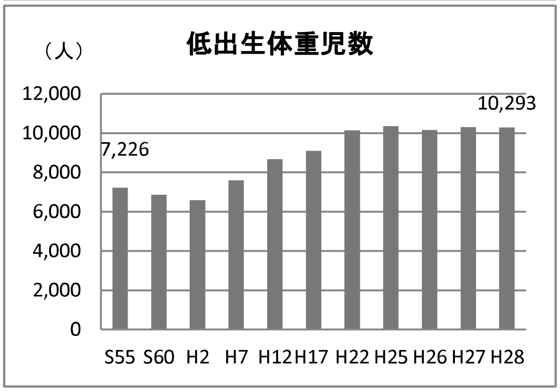

○　子供を持つことへの意識については、子育て中の人に対し、子供が生まれる前に抱いていた子育て観について質問した民間の調査では、「子供を持つのが不安だった」と答えた割合が増加している。

【「子育て支援策等に関する調査」（三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング㈱）】

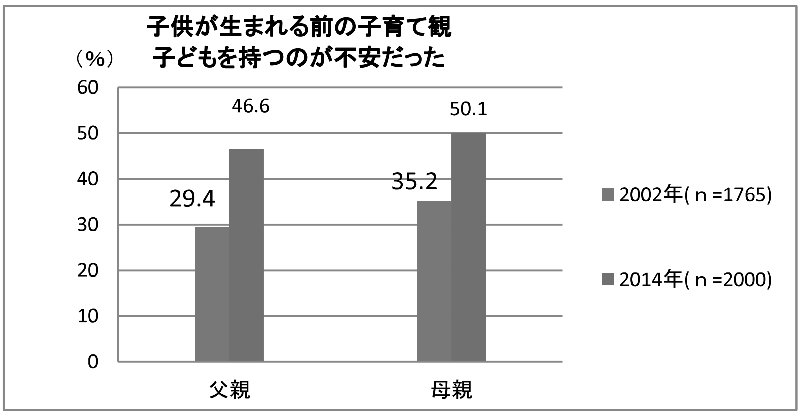

(2)　子育て家庭の状況

○　子供のいる世帯の状況について、６歳未満の親族のいる世帯の家族類型を見ると、都内では核家族世帯の割合は 94.8%となっており、全国の割合（86.2%）より高い状態である。

【6 歳未満の親族のいる世帯の家族類型　「国勢調査」（総務省）】

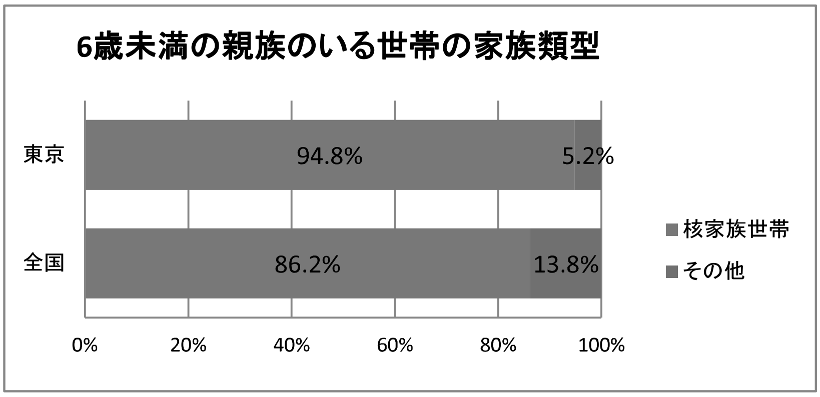

○　また、子供のいる世帯の就労状況について、末子が就学前（６歳未満）の家庭における共働き率は 41.8%となっており、全国より低いものの年々増加傾向にある。

【最年少の子供が就学前の家庭における共働き率　「国勢調査」（総務省）】

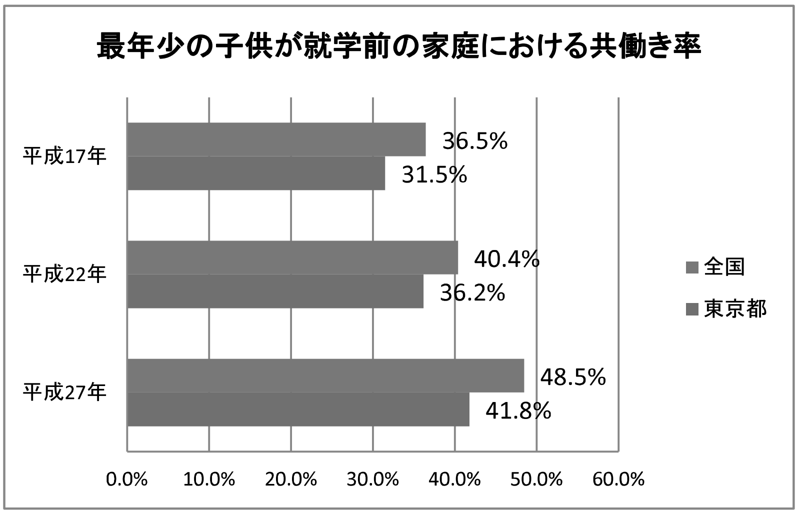

○　18 歳未満の子供がいる現役世帯の相対的貧困率（国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合）は、平成 27 年度 12.9%であった。諸外国との比較では、相対的貧困率は、ＯＥＣＤ加盟国中６番目に高い。

【相対的貧困率の年次推移（全国）「国民生活基礎調査」（厚生労働省）】

	平成６年 (1994)	平成９年 (1997)	平成 12 年 (2000)	平成 15 年 (2003)	平成 18 年 (2006)	平成 21 年 (2009)	平成 24 年 (2012)	平成 27 年 (2015)
子供がいる現役世帯	11.2%	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%

○　子育てをしていて日頃負担に感じることについての調査結果では、「子育てでイライラすることがある」、「子供の教育について心配になる」「子供が将来うまく育ってくれるか心配になる」といった項目で、「よくある」と「ときどきある」とを合わせた割合が高くなっている。

【子育てをしていて負担に感じること　「福祉保健基礎調査（平成 24 年度）」（東京都福祉保健局）】

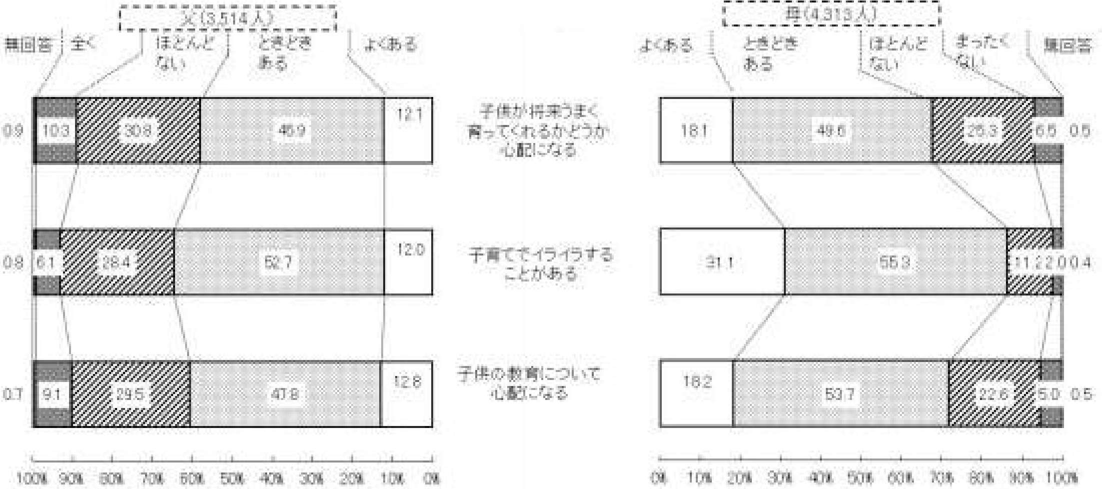

○　また、地域の中での子供を通じた付き合いについて、民間の調査では、「子供を通して関わっている人はいない」と回答した割合が増え、「子育ての悩みを相談できる人がいる」「子供を預けられる人がいる」と答えた人の割合が低下した。

【地域の中での子供を通じた付き合いについて　「子育て支援策等に関する調査」（三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング㈱）】

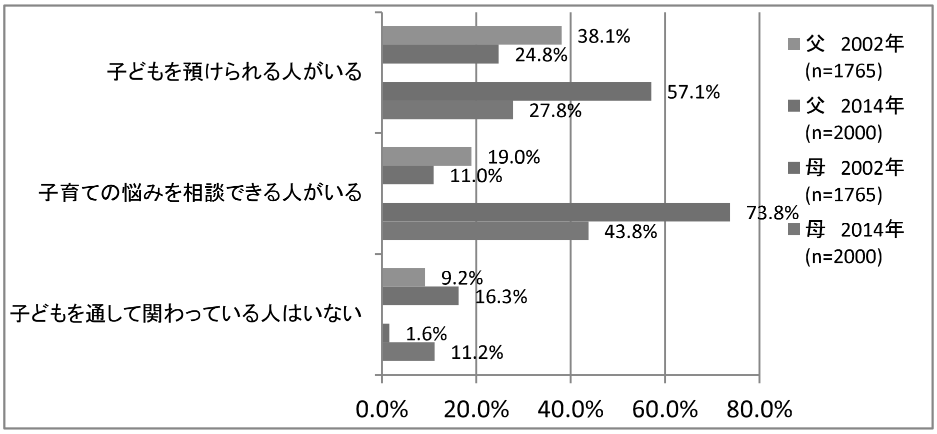

(3)　障害児支援の状況

○　障害児支援については、平成 24 年 4 月に児童福祉法の改正により、障害児支援の強化を図るため、それまで、障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援、障害児入所支援に一元化された。

○　児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスとしては、未就学児を対象とする児童発達支援、学齢児を対象とする放課後等デイサービス、障害児が保育所等の利用ができるよう訪問して支援する保育所等訪問支援、また、通所サービスの利用に係る計画作成等を行う障害児相談支援が創設された。

○　都内の障害児通所支援事業所数や利用実績は年々増加傾向にあり、特に、児童発達支援、放課後等デイサービスについては、全国的にも増加しており、都内においても伸びが顕著である。こうした状況から、特に放課後等デイサービスについては、支援の質の向上が求められている。

【障害福祉サービス等の見込み及び実績】

障害児福祉計画に係る実績
（各年度における月間の障害福祉サービス等の見込み及び実績）

サービスの種類		事項	単位	H26年度	H27年度		H28年度		H29年度	
				実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
障害児通所支援	児童発達支援	サービス量	人日分	46,719	61,864	**54,146**	68,481	**62,835**	75,157	**70,252**
		利用者数	人	7,906	8,582	**8,745**	9,442	**9,703**	10,282	**10,907**
	放課後等デイサービス	サービス量	人日分	79,726	97,429	**115,965**	115,065	**149,589**	132,845	**172,470**
		利用者数	人	7,879	9,433	**10,551**	10,746	**13,046**	12,039	**15,338**
	保育所等訪問支援	サービス量	人日分	106	305	**121**	525	**224**	623	**173**
		利用者数	人	82	146	**95**	310	**163**	379	**136**
	医療型児童発達支援	サービス量	人日分	1,559	2,139	**1,656**	2,355	**1,656**	2,502	**1,466**
		利用者数	人	180	237	**199**	257	**207**	272	**195**
障害児相談支援		利用者数	人	1,397	2,326	**2,330**	2,709	**2,820**	3,064	**3,293**

※　各年度の末月における利用実績及び見込みである
（障害児通所支援及び障害児相談支援の実績は、東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データによる。）

【障害児通所支援事業所数の推移（東京都福祉保健局）】

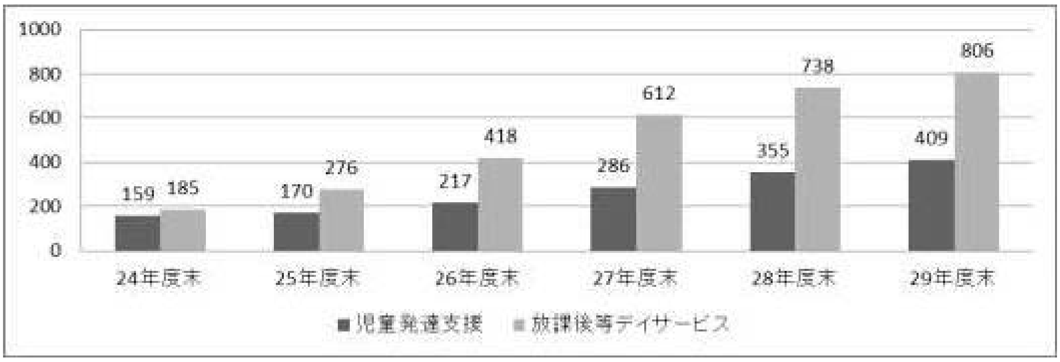

【障害児通所支援事業所、障害児相談支援の利用者数の推移（東京都福祉保健局）】

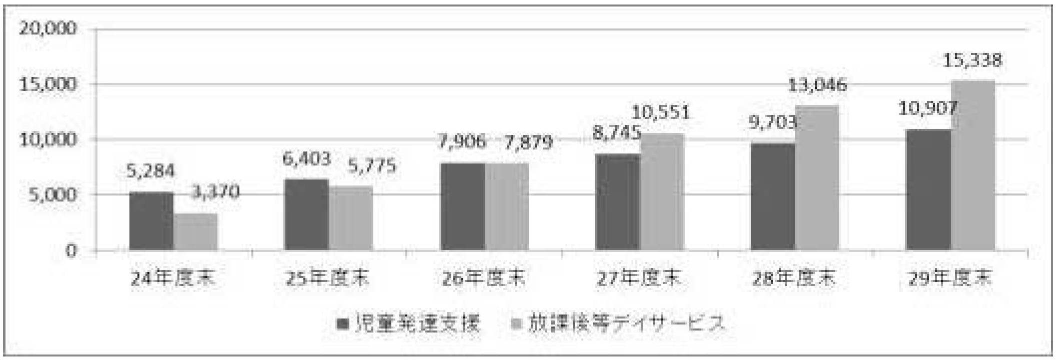

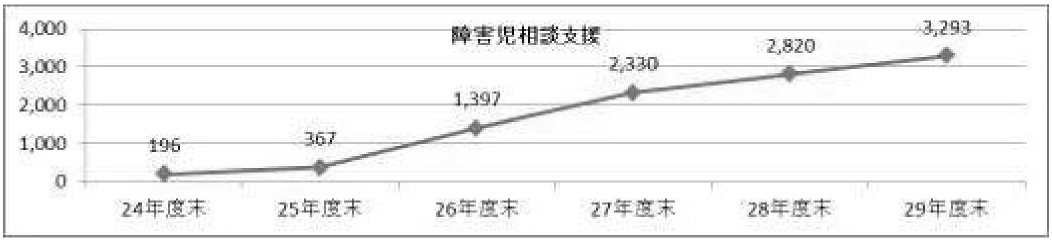

○　都内の障害児通所支援受給者数は、平成 29 年 3 月時点で 26,392 人であった。そのうち利用計画作成済みの人は全体の 98.7%に当たる 26,056 人であった。

【都内の障害児相談支援の状況　（東京都福祉保健局）】

（平成29年3月時点）

障害児通所支援受給者数 A	利用計画作成済 B	うち セルフプラン	作成率 B/A	
26,392 人	26,056 人	9,543 人	98.7%	※62区市町村中、 90%以上:52箇所 / 80%以上:1箇所 / 70%以上:0箇所 70%未満:2箇所 / 対象者なし:7箇所

(4)　児童虐待の状況

○　児童虐待対応件数は増加を続けており、都の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は平成 28 年度 12,494 件、また、区市町村における対応件数は 12,949 件となっている。

【児童虐待相談の対応件数の推移　（東京都福祉保健局）】

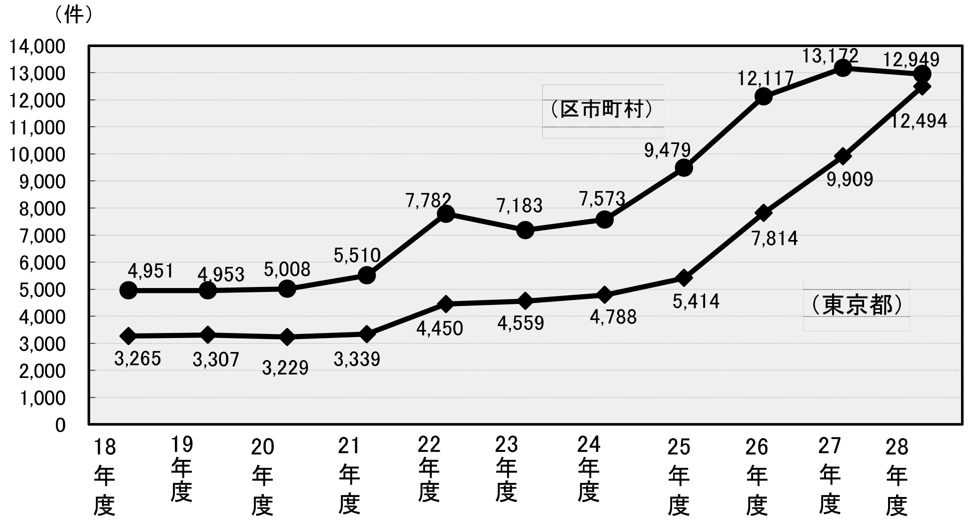

○　また、児童虐待相談件数の増加に伴い、親子分離を行い、児童相談所が児童の一時保護を行う件数は、平成 28 年度 1,205 件と増加している。

【一時保護所新規入所状況（東京都福祉保健局）】

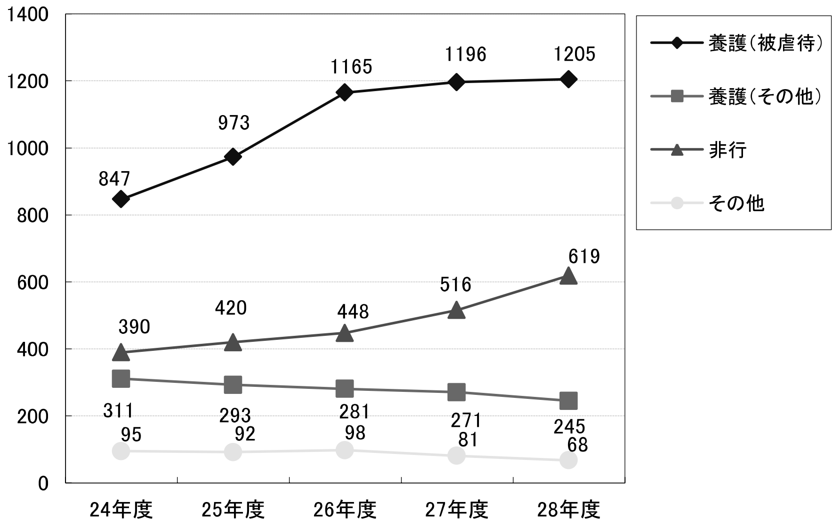

2　子育て家庭への支援の取組の状況

(1)　母子保健

○　妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進を目的として、区市町村では、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査、乳幼児健康診査などの基礎的な母子保健サービスを実施している。

○　平成 28 年の母子保健法改正では、母子保健施策が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意することが明記され、児童虐待防止対策との連携をより一層強化することとされた。

○　都は、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の整備に向けて、妊娠期から子育て家庭を継続して支援する区市町村の取組を、出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）により支援している。

○　また、区市町村の母子保健従事者向けの研修や医療機関等の従事者向けの研修等を行い、これらの機関に対する人材育成の支援を行っている。

○　さらに、看護師等の専門職が妊娠に関する悩みなどの相談に応じる妊娠相談ほっとラインや、子供の健康相談室（小児救急相談）、妊婦健康診査の受診促進のための普及啓発等の取組も実施している。

(2)　子育て支援

○　区市町村は、児童家庭相談の第一義的な窓口として、住民に身近な場所で子育て家庭に対する支援を行うとともに、地域において子供と家庭を支援するネットワークを構築する役割を担っている。

○　区市町村においては、地域の親子向け交流の場である子育てひろば事業や、養育支援訪問事業・ショートステイ事業などの支援を要する家庭に対する支援サービスを実施している。

○　都が平成７年度から事業開始した子供家庭支援センターは、区市町村における児童相談を担う機関として、子供と家庭に関わる様々な相談に応じ、サービスの提供や調整を行うとともに、地域における子供を守るための仕組みづくり等を行っている。

○　また、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関による連携した支援のためのコーディネートを行っている。

○　平成 28 年の児童福祉法改正では、児童福祉法の理念が明確化されるとともに、区市町村における支援拠点の整備や、要保護児童対策地域協議会の機能強化について規定された。

(3)　障害児支援

○　平成24年の児童福祉法改正により、障害児通所支援の実施主体は身近な区市町村に変更となった。

○　障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活するためには、子供の成長段階や障害特性等に応じた適切な支援を行う必要がある。

○　国の検討報告（厚生労働省「今後の障害児支援の在り方について」（平成 26 年７月））では、一般的な子育て支援施策における障害児の受け

入れの推進や、乳幼児期の「気づきの段階」からの支援などライフステージに応じた切れ目のない支援等を行うこととしている。

○　また、障害児の地域支援体制の整備の方向性として、児童発達支援センターを中心に、各地域の実情に応じて、関係機関の役割分担を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要があるとしている。

○　さらに、平成 28 年の児童福祉法改正においては、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられることになったほか、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされた。

○　こうしたことから、都及び区市町村は、平成 30 年度から３か年の障害児福祉計画を策定した。

○　都は、国の基本方針に即しつつ、区市町村の実情も踏まえ、目標値を設定し、「障害者・障害児地域生活支援３か年プラン」（平成 30 年度から平成 32 年度）において、地域における障害児支援の中核施設としての児童発達支援センターや主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所について、設置者負担に特別助成を実施し、整備促進に取り組んでいる。

○　また、医療的ケア児に対する支援については、関係機関の連携促進や在宅支援の充実、支援人材の育成など、医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、積極的に取り組むこととしている。

第２章　子育て家庭に対する支援の課題

１　子育てニーズの把握と切れ目のない支援のための体制強化

　全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職等が関わり、各家庭のニーズをもれなく把握するとともに、支援を切れ目なく行うための体制強化が必要である。

（課題）

○　子育てニーズや課題を的確に把握するための方策について

・　区市町村の保健センター等では、母子健康手帳の交付時や各種健診等の機会を通じて妊産婦及び子育て家庭のニーズや課題の把握に努めているが、十分とは言えない状況である。

・　予期しない妊娠や妊婦健康診査未受診などは児童虐待のリスク要因であり、虐待未然防止のためにも、妊娠期から各家庭の状況や支援ニーズを把握することが重要である。

・　予期しない妊娠や若年での妊娠の場合、医療機関での妊娠判定や妊婦健康診査を受診しないケースも多く、支援につながらず孤立し、把握することが困難である。

○　妊娠期からの切れ目のない支援の方策について

・　妊産婦等の悩み等への相談支援を行う産前・産後サポートや、子供の健やかな育ちと母親の心身の健康を支える産後ケアなどの事業が実施されているが、支援が必要な家庭に対するサービスが十分とは言えない。

・　出産前後は、体調や精神面の変化など特に支援が必要な時期であり、医療機関との連携が重要である。

・　里帰り出産ケースの場合に、支援が途切れないよう、里帰り先の情報を事前に把握し、里帰り先の自治体と連携することが重要である。

○　人員体制や人材育成等の体制強化の方策について

・　区市町村において妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制が整備できるよう、広域的な支援が必要である。

・　研修会等を通じて、区市町村や医療機関等の母子保健従事者等の人材育成を支援し、精神疾患や産後うつなどにも対応できるよう、知識やスキルの向上を図ることが必要である。

2　支援を要する子育て家庭を地域で支えるサービスの充実

(1)　支援を要する子育て家庭へのサービスの充実

育児への強い不安を持ち、産後うつ病や不適切な養育などの課題がある家庭に対し、就学前で保育所等の利用もなく地域の公的機関とのつながりの少ない場合に、地域で支えるためのサービスの充実が必要である。

（課題）

○　子育てに課題があり、特に支援を必要とする家庭に対する支援の強化について

・　ショートステイ事業について、自治体によっては、利用にあたって事前の予約が必要な場合や身近な地域で実施されていない場合があるなど、必ずしも保護者が利用しやすい仕組みになっていない。

・　また、虐待のおそれがあるなど、リスクの高い家庭に対するショートステイ事業の強化が必要である。

・　養育支援訪問事業について、対象家庭の状況に応じた支援の実施が重要である。

・　ファミリー・サポート・センター事業において援助活動を行う提供会員について、虐待の早期発見のための知識を付与することが必要である。

・　貧困の子育て家庭を支援する関係機関ネットワークの形成や、貧困家庭の子供への家庭的な食事提供の場、地域とのつながりの場を確保することが必要である。

○　地域の力を活用した子育て支援サービスの強化について

・　子育てひろばにおいて、地域の様々な子育て支援関係者とのネットワーク構築や、地域ボランティア等の育成等、地域全体で子供とその保護者を支援する取組を拡大することが必要である。

・　ファミリー・サポート・センター事業において、援助活動を行う提供会員の量が不足している。また、提供会員に対する研修の充実が必要である。

・　地域では、子供を通じた付き合いが弱まっている中、食を通じて子供を育て、交流する場を拡大することが重要である。

・　乳幼児を連れた保護者が安心して出かけられる環境の整備が必要である。

(2)　地域における障害児支援の充実

障害児（医療的ケア児を含む。）や家族への相談対応、保育所等の子育て支援施策への専門的なバックアップ及び身近に利用できる通所・短期入所サービスなど、地域における支援の充実が必要である。

（課題）

○　地域における障害児支援の体制整備を進めるための方策について

・　発達の気になる児童を含む障害児やその家族を地域で支える仕組みが必要である。

・　保育所等を利用する発達の気になる児童を含む障害児が、保育所等一般的な子育て支援施策を利用できる仕組みづくりが必要である。

3　妊娠期から子育て期にわたる支援における各分野の連携強化

特に支援を必要とする子供や家庭を支えていくため、母子保健、子育て支援及び障害児支援等の各分野において、それぞれの施策の特長や機能を活かし、連携を強化して総合的に取り組むことが必要である。

（課題）

○　妊娠期から子育て期にわたる母子保健、子育て支援、障害児支援の各分野の連携強化の方策について

・　支援が必要な子供に早期に気付き、必要な専門的支援につなげる体制の強化が必要である。

・　障害の有無に関わらず、すべての子供が一般子育て施策を利用できる環境の充実が必要である。

・　区市町村の各分野の連携はもとより、成長段階に応じて支援する機関が変わる場合の連携や、他の区市町村との連携の視点も重要である。

第３章　多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けて（提言）

子育て家庭の多様なニーズに対する切れ目のない支援のためには、母子保健分野、子育て支援分野及び障害児支援分野の取組を強化することが必要である。

さらに、区市町村におけるそれらの取組がより効果を発揮するため、相互の連携を強化し総合的に取り組むことが重要である。

こうした考え方を基本とし、以下の提言を行う。

１　母子保健分野

【提言①】予期しない妊娠など特に支援が必要な妊婦を含め、地域における子育てニーズや課題の適切な把握に向けた取組を強化すること

○　妊娠期から家庭の状況やニーズを的確に把握するため、全ての妊婦を対象とした面接等により多くの区市町村が取り組めるよう、今後とも「ゆりかご・とうきょう事業」を通じて支援すべきである。

○　妊娠届時の面接は、母子保健サービスへの入口となり、健康診査等の受診につなげるためにも、必要な情報提供とともに行政との関係づくりが重要であり、有効な取組事例の共有などを通じて区市町村を支援すべきである。

○　子供の発育・発達の状況を確認するとともに課題を把握する上で重要な施策である乳幼児健康診査について、区市町村による受診勧奨に保護者が応じることを条例に規定するなど、区市町村の取組を支援すべきである。

○　予期しない妊娠などの相談が区市町村等による支援につながるよう、「妊娠相談ほっとライン」の取組を強化するとともに、「女性のための健康ホットライン」と合わせて、より多くの方が利用できるよう充実すべきである。

○　こうした相談窓口を予期しない妊娠や医療機関未受診の妊婦の方などに知ってもらうため、普及啓発を効果的に行うべきである。

【提言②】妊娠期からの切れ目のない支援の方策を充実させること

○　母子健康手帳をもとに都が策定した「子供手帳モデル」を活用し、各家庭への情報発信を充実できるよう、区市町村を支援すべきである。

○　夜間の子供の発熱など、子供の健康に関する保護者の不安や悩みに対応する「子供の健康相談室」を深夜でも利用しやすくなるよう充実し、活用されるよう周知を図るべきである。

○　産前・産後サポート事業や産後ケア事業を引き続き推進するとともに、心理相談員など専門職を活用した要支援家庭向けのグループ指導なども実施できるよう、引き続き区市町村を支援すべきである。

○　予期しない妊娠や里帰り出産、虐待ハイリスク家庭等に対して、切れ目のない支援を行えるよう、区市町村と関係機関の連携した支援の有効な事例等を横展開するべきである。

切れ目のない支援を行う上では、出産後などに他の機関の支援につなげても関係が途切れないよう「のりしろ型」の支援が重要であることに留意する必要がある。

○　産婦健康診査支援事業を引き続き推進するとともに、両親学級等における各家庭への産後うつの普及啓発を行うべきである。

【提言③】妊娠期からの切れ目のない支援体制を強化すること

○　「ゆりかご・とうきょう事業」のこれまでの実績や効果を踏まえ、今後とも、区市町村が妊娠期からの切れ目のない支援体制を整備できるよう、必要な支援策を検討することが必要である。

○　区市町村の母子保健従事者等に対し、乳幼児健康診査を適切に行うための技術的支援や、虐待の未然防止等の視点も採り入れた適切なテーマでの研修を実施し、人材育成を支援すべきである。

○　また、医療機関従事者に対しても研修を実施し、産後うつ等への対応や、虐待の未然防止・早期発見のための知識等の向上を支援すべきである。

2　子育て支援分野

【提言④】子育てに課題があり、特に支援を必要とする家庭に対する支援を強化すること

○　ショートステイ事業について、当日の予約に対応する利用枠の確保や協力家庭をはじめとする多様な資源を活用する区市町村への支援を行うことで、保護者が利用しやすい仕組みとすべきである。

　さらに、虐待のおそれのある家庭の児童を施設等で一定期間養育し、生活指導や保護者支援等を行うなど､リスクの高い家庭に対する支援を強化すべきである。

○　養育支援訪問事業について､家庭状況の的確なアセスメントの下､家庭の課題に応じた専門職を必要な期間派遣するなど､対象家庭の状況に応じた弾力的な運用とすべきである。

○　ファミリー・サポート・センター事業において援助活動を行う提供会員について、児童虐待防止にかかる研修を行い、虐待の早期発見を促進すべきである。

○　貧困の子育て家庭を支援するため､福祉事務所を含め関係する機関のネットワーク形成を行うとともに､貧困家庭を含む全ての子供の家庭的な食事提供の場、地域とのつながりの場を確保するため、子供食堂の安定的運営を支援する「子供食堂推進事業」の推進を図るべきである。

○　子供家庭支援センターに、経験豊かな虐待対応職員を配置できるよう、区市町村を支援すべきである。

○　要保護児童対策地域協議会の積極的な開催に向け､会議開催に係る業務を行う事務員の配置を支援すべきである。

○　地域の児童虐待への気づきの目を増やすために､虐待のサイン及び発見時の連絡先を地域住民や関係機関に十分周知すべきである。

【提言⑤】地域の力を活用した子育て支援サービスを強化すること

○　子育てひろばにおいて地域の様々な子育て支援関係者とのネットワークを構築する利用者支援事業の実施や、地域ボランティア等の育成等を行う地域支援の実施を拡大すべきである。

○　ファミリー・サポート・センター事業の提供会員に対し質と量の確保を図るため、一定の研修を受講した会員に対して報酬を増額する「とうきょうチルミル」を拡大すべきである。

○　在宅で乳児を育てる家庭に対し家事支援の充実を行う「在宅子育てサポート事業」の推進や、地域ボランティアを活用した傾聴などの訪問支援を行う事業の実施促進を図るべきである。

○　子供食堂など食を通じた地域の交流の場の拡大を図るため、子供食堂の安定的運営を支援する「子供食堂推進事業」の推進を図るべきである。

○　乳幼児を連れた保護者が安心して外出ができるよう、授乳コーナーやおむつ替え等ができるスペースである「赤ちゃん・ふらっと」の一層の拡大を行うべきである。

3　障害児支援分野

【提言⑥】児童発達支援センターを中核としたインクルーシブな共生社会を目指した地域支援の体制を構築すること

○　第１期障害児福祉計画に基づき、全ての区市町村に児童発達支援センターの設置が進むよう区市町村の実情に応じた支援をしていくべきである。

○　第１期障害児福祉計画を踏まえ各区市町村が整備する児童発達支援センターについて、機能を強化するための取組みを推進していくべきである。

○　児童発達支援センター等の障害児支援の専門機関は、施設の有する専門的な機能を活かし、地域の障害児やその家族への支援や他の施設への助言を行う等、地域の中核的な役割を果たす仕組みづくりが必要である。

○　このため、児童発達支援センターや児童発達支援事業所において、障害

児やその家族、他の施設等への地域支援の取組みが行えるよう、児童発達支援センターでの地域支援の取組み事例を紹介する等、取組みを進めるための支援を行うべきである。

○　児童発達支援センターにおいて、障害児相談支援や保育所等訪問支援等の機能を強化するための取組みが進むよう、専門職員の育成等に対する支援を行うべきである。

【提言⑦】一般的な子育て支援策への専門的なバックアップを行うこと

○　保育所等を利用する発達の気になる児童をはじめとする障害児や医療的ケア児に対し、早期に専門的な支援を行うべきである。

○　このため、保育所等における体制整備を充実するほか、保育所等訪問支援については、全ての区市町村において、利用者が必要な支援を受けられる体制を構築していくべきである。

○　保育所等訪問支援の体制整備を進めるとともに、保育所等訪問支援の利用を促進するため、事業の普及及び活用を推進していくべきである。

○　また、乳幼児期から学齢期への移行支援を円滑に進めることが必要である。

○　このため、就学時に学校教育への移行が円滑に進むよう、児童発達支援事業所等の障害児通所支援事業所と、幼稚園、保育所及び学校等教育機関との連携を進めていくべきである。

○　保育所等訪問支援については、児童発達支援センターにおける地域支援とともに進めていくべきである。

○　保育所等訪問支援については、平成 30 年４月の報酬改定において見直しがなされたところであるが、国に対しては、保育所等の一般的な子育て支援施策において障害児の受け入れが進むよう、インセンティブを効かせたメリハリのある報酬体系とするよう働きかけていくべきである。

【提言⑧】身近な地域で利用できる障害児通所支援等の充実を図ること

○　障害児通所支援事業所の支援の質の向上に努めるとともに、医療的ケア児の受入れが進むよう支援すべきである。

○　障害児が身近な地域で安心して支援を受けることができるよう、地域の実情に応じた障害児通所支援事業所の整備をすべきである。

○　さらに、障害児通所支援事業所の支援の質の向上のため、国が策定した児童発達支援及び放課後等デイサービスガイドラインの活用の義務化を促すとともに、人材育成等を行うべきである。

○　また、障害児通所支援事業所において、医療的ケア児の受入れが進むよう、事業所に働きかけるとともに、看護職員等の配置が進むよう支援を行うべきである。

○　障害児通所支援の看護職員配置については、平成 30 年４月の報酬改定において見直しがなされたところであるが、国に対しては、医療的ケア児の受け入れが進むよう、インセンティブを効かせたメリハリのある報酬体系とするよう働きかけていくべきである。

【提言⑨】障害児・家族を中心とした障害児相談支援の充実を図ること

○　障害特性を踏まえた適切な支援の内容や、障害児を養育していくために必要な知識等の情報提供及び相談対応など、家族に対する支援体制を強化すべきである。

○　サービス利用計画の策定等、障害児相談支援の利用を促進するため、相談支援員を育成する等、障害児相談支援の機能を強化すべきである。

○　また、障害児通所支援事業所が関係機関と連携する際に、障害児相談支援事業所が関係機関等との連絡調整を行う等のマネジメントができるよう支援を行うべきである。

○　医療的ケア児が障害児通所支援事業所の利用ができるよう、障害児相談支援事業所においても、医療的ケア児に関する研修を行う等の支援を行うべきである。

○　障害児相談支援事業所について、国に対しては、発達の気になる児童を含む障害児やその家族に対する相談支援も含めた制度とするよう働きかけていくべきである。

4　妊娠期から子育て期にわたる支援における、各分野の連携強化

【提言⑩】妊娠期から子育て期にわたる母子保健、子育て支援、障害児支援の各分野の連携を強化すること

○　支援が必要な子供や家庭に早期に気付き、必要な専門的支援につなげる体制を整備すべきである。

○　そのために、保健センターなど母子保健部門が妊娠期から把握した支援に必要な情報を、子育て支援部門による支援に活かせるよう、情報システムなどICTを活用した情報連携を検討すべきである。

○　また、母子保健、子育て支援、障害児支援の各分野に精通し、適切な支援につなぐことができる専門人材を育成し、地域の実情に応じて、子供家庭支援センター、子育て世代包括支援センター、子育てひろば等に配置すべきである。

○　あわせて、保健所・保健センターや子育てひろば等の従事者に対して、障害の早期発見と支援につなぐための専門研修を行うなどの人材育成も行うべきである。

○　さらに、保健所や保健センターに子育てひろばを併設し、相互の連携が強化されるよう区市町村の取組を周知するとともに、児童発達支援センターの職員が子育てひろば等の乳幼児が集まる場に出張し、専門的な発達相談や従業者への助言を行う等の機能を強化すべきである。

【提言⑪】障害の有無にかかわらず、全ての子供が一般子育て施策を利用できる環境を整備すべき

○　障害の有無に関わらず、すべての子供が一般子育て施策を利用できる環境の整備も急務である。

○　そのために、子育てひろば等に障害児や医療的ケア児を支援するための専門職を配置する取組を推進すべきである。

○　また、障害児が子育てひろば等の一般子育て施策を利用する場合に、児童発達支援センターの職員が子育てひろば等の施設を訪問し、障害児支援に関する助言を行うなど、専門的なバックアップも行うべきある。

○　区市町村がそれぞれの実情に合った方策を選定し、実施できるよう、分野を超えた連携の先進事例について集約して整理し、各自治体の事例の共有を促進すべきである。

【提言⑫】子供の成長の各段階に応じて関わる機関同士及び転居前後の支援機関の間の連携など、切れ目のない連携体制の強化

○　今回、就学前を対象に議論を行ってきたが、保育所や幼稚園から小学校に上がる際の連携など、子供の成長段階に応じて関わる機関の連携が重要である。

○　個々の家庭に必要な支援のため、相談に応じるとともに、地域の関係機関や民間団体とのネットワーク構築等を行う利用者支援事業等の活用を図り、出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）及び子供家庭支援センター事業等の緊密な連携により、地域における包括的な支援体制づくりを進めることも重要である。

○　こうした連携に関しても、モデルとなるような先進的な取組事例を集約して整理し、各自治体の事例の共有を促進すべきである。

○　虐待死亡事例には、子供の成長段階や転居等の変化の中で生じた支援の切れ目が要因となっている事例もあり、家庭の問題点や連携上の留意点等、検証結果から得られた教訓を今後の支援に活かすため、関係機関に周知すべきである。

○　社会全体で全ての子供を虐待から守る観点から、行政、都民、関係機関などが果たすべき役割を明らかにし、虐待防止の取組を一層推進していくことを目的とした「児童虐待防止に関する条例」の検討を推進すべきである。

おわりに

○　本審議会では、昨年９月以降、約１年１か月にわたって、「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」をテーマに議論を重ね、今回の提言を取りまとめた。

○　子育て家庭を地域で支えていくためには、母子保健、子育て支援、障害児支援のそれぞれの分野において、子育て家庭を取り巻く状況に応じた施策の充実を図っていくことが必要である。

○　その上で、子育て家庭に関わる機関同士が連携し、切れ目のない支援を図っていくことが重要である。

○　ここでは、審議の過程において、様々な議論があった以下の点について述べておく。

・　妊娠期からの支援が重要であるが、若年妊娠等の問題については、学齢期からの予防的な取組が重要である。

・　里帰り出産で転居した場合でも、転居先で例えば産後ケアなどの支援が受けられる環境が整備されれば、より切れ目のない支援となるが、都内のみならず全国にまたがる問題でもある。

・　実際の取組を推進する上で、様々な課題を解決していくためには、子供にかかわる分野だけでなく、全庁横断的な問題解決のための仕組みが必要である。

・　また、各分野における支援を充実させていくためには、引き続き、必要な人材を確保し育成していくための処遇改善等の施策も必要である。

○　我が国で少子化に歯止めがかからない中、身近な地域で、母子保健、子育て支援、障害児支援の関係機関が連携して、すべての子育て家庭を包括的に支える、切れ目のない支援体制を構築し、希望する人が安心して子供を産み育てられる社会をつくることが必要である。

参　考　資　料

２９東児福第５４号
平成２９年１０月３１日

東京都知事　小池　百合子　殿

東京都児童福祉審議会
専門部会
部会長　柏女　霊峰

子育て家庭を地域で支える仕組みづくりに関する緊急提言

平成２８年６月、児童福祉法等の改正により、子育て世代包括支援センターの法定化、母子保健施策を通じた虐待予防、区市町村における児童等への支援拠点の整備及び障害児支援の拡充や保健・福祉等の連携促進などが規定され、地域の包括的支援体制の構築等を一層進めることとされた。

都は、これまで、国に先駆け区市町村の子供と家庭に関する総合相談窓口である子供家庭支援センターの整備やゆりかご・とうきょう事業の実施など、地域の子育て家庭を支える体制整備を進めてきたが、増え続ける児童虐待を防止するとともに、子育て家庭が地域でより安心して生活できるよう、母子保健施策、子育て支援施策及び障害児支援施策の取組と連携を強化し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築する必要がある。

現在、当部会では、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりについて議論を行っているが、支援を要する子育て家庭の早期発見や虐待予防に大きな役割を果たす事項や支援体制の着実な整備が求められる事項について、東京都は早急に取り組むよう下記のとおり提言する。

記

１　産後間もない時期の母子への支援の強化

産後うつの予防や新生児への虐待予防を図るためには、産後間もない時期から、支援が必要な母子を発見し、支援につなげる仕組みが必要である。

都は、ゆりかご・とうきょう事業により、全ての妊婦を対象に保健師等の専門職が面接を行い、各家庭の状況を把握した上で、必要に応じて支援プランを作成し、産後ケア事業を含め、継続的な支援を行う区市町村を支援してきたが、今後、区市町村における産後間もない時期からの支援をさらに強化する必要がある。

【提言１】
産婦健康診査や退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートを行う産後ケアの取組を、より多くの区市町村が実施できるよう支援を行うこと。

2　地域での子育てを支えるショートステイ事業の拡充

区市町村が実施するショートステイは、保護者の育児疲れや養育不安又は入院等により一時的に子供の養育が困難となった場合に、一定期間子供を預かる事業であり、虐待の未然防止の観点からも重要な取組である。

しかし、自治体によっては、利用に当たって、事前の予約が必要な場合や身近な地域で実施されていない場合があるなど、必ずしも保護者が利用しやすい仕組みになっていない。

また、必要な時にショートステイを利用できない結果、一時保護所（家庭から一時引き離す必要がある場合などに子供の保護を行う施設）を利用せざるを得ない状況も見受けられる。

【提言２】
ショートステイの受け皿の確保に取り組む区市町村への支援を拡充すること。

3　障害児支援の提供体制の整備促進

障害児とその保護者が地域で安心して生活していくためには、身近な地域で、きめ細かな相談や療育支援などの様々な支援が提供されることが必要である。

しかし、現状では、障害児支援に係るサービス資源や支援体制については、自治体ごとに大きな差もあり、必ずしも十分ではない。障害児とその家族が安心して暮らせるよう、地域の支援体制の充実が必要である。

【提言３】
・　障害児支援の中核的施設である児童発達支援センターをはじめ、保育所等訪問支援事業所や主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の設置促進など、地域の障害児支援の提供体制整備への支援を充実すること。
・　国に対し、平成３０年４月に予定されている障害福祉サービス等報酬改定に向けて、医療的ケアが必要な障害児への支援を適切に評価することなどについて働きかけること。

4　障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するためには、子育て支援施策と障害児支援施策との緊密な連携が必要である。

現在、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しや障害児福祉計画の策定に向けた検討が各自治体において行われている。

【提言４】
区市町村に対し、保育所や認定こども園等の障害児の受入れをはじめとした子育て支援施策と障害児支援施策とが連携した取組について、子ども・子育て支援事業計画や障害児福祉計画に盛り込むよう働きかけること。

参考事例

参考事例①　杉並区

◇　杉並区では、全ての子供への妊娠・出産期から切れ目ない成長支援に向けた取組として、子ども家庭支援、母子保健（発達支援担当）の業務を一括して担うための組織改正を行った。

◇　子供に係る支援事業の連携を進め、子どもの心身の成長・発達の問題　や保護者の不適切な養育等の課題に対し、より総合的に取り組んでいる。

（データ）人口：569,634 人、世帯数：316,272　（平成 28 年 10 月 1 日現在）
出生数：4,655 人、合計特殊出生率：1.03　（平成 28 年）

【取組内容】

①　母子保健と子育て支援の連携

妊産婦や乳幼児への健康診査や両親学級、産後ケアなど母子保健施策と子育て支援サービスや子供家庭支援センター等の子育て支援施策について同じ組織で担うことにより、連携強化を図っている。

また、母子保健施策の中で子供の発達支援のため、障害児支援施策とのパイプ役を担う人材も配置している。

②　ゆりかご・とうきょう事業

保健師等専門職が全ての妊婦を対象に面接を行い、各家庭の状況や子育てニーズを適切に把握した上で、継続した支援につなげている。妊婦への面接を適切に行うための工夫や、必要に応じアウトリーチによる面接等も実施している。

③　養育支援訪問事業

養育支援訪問事業に位置づけている「杉並区要支援家庭育児支援ヘルパー」において、助産師、保健師、保育士、心理職などの多様な専門職を相談員として活用した訪問支援を実施している。

参考事例②　江東区

◇　江東区は、特定非営利活動法人を指定管理者とする江東区子ども発達センターを設置しており、児童福祉法や障害者総合支援法に基づく各種事業を実施している。

◇　一般子育て施策との連携や地域における関係機関との縦・横の連携などの課題の解決に向けて取り組んでいる。

（データ）人口：502,544 人、世帯数：247,484　(平成 28 年 10 月 1 日現在)
出生数：4,683 人、合計特殊出生率：1.39　(平成 28 年)

【取組内容】

①　障害児相談支援事業
通所サービスなどを利用希望の子供に対し、心身の状況や環境、保護者の意向を踏まえ、より良い地域生活を送るための相談支援を実施。関係機関との連携を図り、地域における社会資源の開発に取り組んでいる。

②　児童発達支援センター事業
地域の児童発達支援事業の中心的役割を担う児童発達支援センター事業を実施しており、乳幼児の通園事業や地域の幼稚園・保育園との並行通園など連携した支援を実施している。また、就学相談への協力等、就学機関との連携も実施している。

③　保育所等訪問支援事業
保育所、幼稚園、小学校などに通う、発達に何らかの支援を必要とする児に対して、他の児童との集団生活に適応できるよう、専門的かつ効果的な支援を行うことで保育所等への安定した利用を支援している。

④　こども発達センター相談事業
区の独自事業として、子供の発達が気になる保護者からのあらゆる相談に対応する事業を実施している。

参考事例③　三鷹市

◇　三鷹市では、全ての子供が健やかに育つ支援拠点として、子ども発達支援センターを整備し、地域の中核的な療育支援施設として支援を実施している。

◇　また、妊娠期からの切れ目のない支援体制として、子育て世代包括支援センターを実施している。

（データ）人口：189,380 人、世帯数：91,571　（平成 28 年 10 月 1 日現在）
出生数：1,584 人、合計特殊出生率：1.24　（平成 28 年）

【取組内容】

①　子ども発達支援センター

利用者支援事業基本型と療育支援の機能を合わせ持ち、親子ひろばと児童発達支援事業、療育部門が連携した取組を行っている。

具体的には、親子ひろば室を利用し、親子グループの取組を通じた子供との関わり方の支援や、個々の発達課題に合わせた専門職員による相談支援等を実施している。

②　子育て世代包括支援センター

子ども発達支援センターが中核となり、総合保健センター（利用者支援事業母子保健型＋母子保健事業）や、子供家庭支援センター（利用者支援事業基本型＋要保護児童対策）と連携し、子育て世代包括支援センターを設置している。

③　子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）

要保護児童対策地域協議会について、発達支援を含む全ての子供や子育て家庭を支援するためのネットワークへ発展的に拡充した。

参考事例④　足立区

◇　足立区では、妊娠期から産後期の母子保健事業を充実させ、養育困難の家庭を早期に発見し、適切な支援に繋ぐ取組を実施している。

◇　子育て家庭への支援の取組として、民間事業者と連携し、孤立感や不安感を抱える妊婦や子育て家庭に対し、悩みを傾聴する訪問事業を実施している。

（データ）人口：673,081 人、世帯数：315,654　（平成 28 年 10 月 1 日現在）
出生数：1,584 人、合計特殊出生率：1.34　（平成 28 年）

【取組内容】

①　あだちスマイルママ＆エンジェルプロジェクト（Ａ－ＳＭＡＰ）

　母子保健コーディネーターが、妊娠届時のアンケートから特に支援を必要とする家庭を把握し、個別の支援プランを作成するなど、適切な支援につなげている。

　育児困難や児童虐待未然防止の観点から、子供家庭支援センターでは、民間事業者とも連携し、様々な子育て支援サービスを実施している。

②　きかせて子育て訪問事業

　本事業は、民間事業者に委託しており、身近に相談できる者がいないなど孤立し、子育てに不安感を　抱く妊婦又は子育て家庭を対象に、子育て経験者などのサポーターが悩みの傾聴や子育てサロン等への同行支援を行っており、必要に応じ、行政による支援につなげている。

　支援に当たるサポーターを養成するため、専門職も含めた講師による研修を行うとともに、サポーターの支援や調整を行うコーディネーターも配置している。